

宝塚医療大学

平成 29 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 30 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

宝塚医療大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、宝塚医療大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

「徳義の涵養と人間性尊厳の実践を理念とし、医療人たる社会的責務を自覚せしめ、国際社会に伍して恥じぬ恒心をもつ、有徳の人材を育成する」という建学の精神に基づいた使命・目的及び教育目的は、これらを具体化した三つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）とともに、学部全体と3学科別に示され、西洋医学と東洋医学を総合的に発展させ、はり師、きゆう師、理学療法士の医療専門職を養成する点で明確であり、学校教育法第83条の主旨に沿っている。これらは、学内諸会議で検討され大学ホームページや「Campus Guide」(大学案内)等を通じて公開され、学内外に周知されている。使命・目的等を達成するための教育研究組織として、保健医療学部には理学療法学科、柔道整復学科、鍼灸学科が、附属組織として図書館及び治療院等が整備されている。中期計画では、新学科と大学院の設置、国外の大学との学術交流など具体的計画が示され、附属保育園の設置がなされるなど、変化への対応も含め意欲的に活動がなされている。

「基準2. 学修と教授」について

アドミッションポリシーに沿って、多様な入試形態で選抜を行い、一部の学科の定員が未充足ではあるが、入学定員数の見直しや広報活動への注力など、入学定員充足に向けた努力を進めている。養成職種に応じて学科ごとにカリキュラムポリシー、ディプロマポリシーに特徴がある。FD(Faculty Development)活動として教授方法の改善、専門部会による教養科目への工夫もされている。学修及び授業の支援、休学・退学の防止は学年担任とチューター、学務課が協働で行っている。キャップ制と進級基準の厳格な運用で単位制度の質が保証されている。兵庫県と協定を結ぶなど就職支援体制ができています。学修の達成度は学科で評価し、学生に応じた学修指導がされている。学生サービスは学務課を中心にを行い、学生の意見のくみ上げにより、スクールバスが運行された。大学設置基準で定める教授数と教員数は満たされ、配置も適切である。校地、校舎は大学設置基準や耐震基準を満たし、バリアフリーへの配慮がなされている。学生確保、学生の健康管理及び相談について、発展を期待したい。

「基準3. 経営・管理と財務」について

寄附行為など諸規則が整備され、常勤監事及び内部監査室を置き、組織運営及び会計処理ともに誠実に法令遵守に努めている。最高意思決定機関の理事会は常任理事会の設置により、機動性に富んでいる。評議員会には監事が出席し、理事会運営のチェック機能を強

化している。「宝塚医療大学運営会議」「学長企画調整会議」、学長企画室、副学長制度を設置することで、教授会運営の円滑化、IR(Institutional Research)活動の充実を図り、学長のリーダーシップのもとに業務が執行されている。事務局においては、学長企画室を中心に業務を効率的に執行するために必要な組織体制の整備と権限の分散がなされている。FD活動及びSD(Staff Development)活動は「FSD推進委員会」により一元化され、教職員の資質・能力の向上に努めている。中期計画に沿って計画的で適切な財務運営がなされ、私立大学等経常費補助金の交付により、安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保がなされている。今後の組織運営の発展に期待したい。

「基準4. 自己点検・評価」について

学則に基づき、大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価を行っている。学長が指名する構成員による自己点検・評価委員会が中心となって、毎年自己点検・評価活動が行われ、自己点検・評価報告書を大学ホームページで公開し、学内外で共有されている。これらは、授業評価アンケート・在学生アンケート・卒業生アンケート及び高校と大学の接続問題に関するアンケートによるデータ分析と、外部評価員の視点も交えて実施され、自己点検・評価の透明性と客観性が保障されている。自己点検・評価の結果は「学長企画調整会議」に報告され、その協議をもとにPDCAサイクルが機能し、大学運営、教育研究活動の改善・向上につながる仕組みが構築されている。

総じて、建学の精神に基づく使命と目的を通じて具体化された三つのポリシーに沿った形で、入学、学修、国家資格取得、就職という一連の教育実践が誠実になされている。医療職養成大学としての新規参入により、学生確保に努力と工夫がなされているが、完成年度を過ぎ、意欲的な外部資金の導入などにより、大学経営の安定に貢献している。毎年、自己点検・評価がされている大学で、問題解決能力の高さを示している。今後の発展が期待できる。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準A.地域社会への貢献」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準1. 使命・目的等

【評価結果】

基準1を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目1-1を満たしている。

【理由】

学則第1条に「徳義の涵養と人間性尊厳の実践」という建学の精神と関連付ける内容として使命・目的が、学部規則第3条に教育目的が明示されている。これらは徳義、人間性、倫理観、幅広い知識、医療技術のキーワードで構成されている。これらの内容は、西洋医学と東洋医学を総合的に発展させる意欲的な実践という点で明確であり、はり師、きゆう師、理学療法士の医療専門職を養成するという点で具体的である。

使命・目的及び教育目的は、箇条書きではなく簡潔な文章で示されている。この表現は平易で理解しやすいものとなっている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

保健医療学部1学部の大学であるが、学則第1条に示された使命・目的については、学部規則第3条に諸目標を伴う教育目的が明示されている。これらは、学部全体と3学科別に示され、四つの国家資格の医療技術者を養成する大学としての個性と特色を反映している。また、これらは学校教育法第83条の主旨である、「広い知識の教授、深く専門の学芸を教授研究、知的、道徳的及び応用的能力の展開、教育研究の実行、成果の社会的提供、社会発展への寄与」に照らして、適切な項目及び内容となっている。加えて、少人数教育、モチベーションを高めるための教授方法は特色といえる。

創立後6年の大学にあつて、「使命・目的及び教育目的は開学時から一貫している」とされている中でも、変化への対応は「学長企画調整会議」や教授会などで協議されており、平成29(2017)年4月に川西市と協定し、各種連携活動を行っている。また、同市内において、企業主導型の附属保育園の設置を行っている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

使命・目的及び教育目的は、年数回の全体の会議体や面談、毎月の学科ごとの会議体の中で論議や確認がなされ、全教職員が関わって理解や検討が進められている。「建学の理念」が講義棟 1 階のホール等に掲示され、使命・目的及び教育目的は大学ホームページ、「Campus Guide」などにより学内外に周知されている。平成 28(2016)年作成の中期計画は、新学科と大学院の設置、国外の大学との学術交流など、使命・目的及び教育目的の達成のための具体的計画が示されている。平成 28(2016)年作成の三つのポリシーは、学部全体と 3 学科それぞれに使命・目的及び教育目的を具体化する内容で明示され、大学ホームページや大学ポर्टレートで公開されている。保健医療学部において理学療法学科、柔道整復学科、鍼灸学科の 3 学科、附属図書館、附属治療院が設置され、使命・目的及び教育目的が達成できる教育研究組織が整備されている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーは、建学の精神に基づき学部と各学科に定め、「Campus Guide」、大学ホームページ、入学試験ガイドなどに公表されている。

入試は、入学試験委員会がアドミッションポリシーに沿って、AO、指定校推薦、公募推薦、スポーツ推薦、社会人、外国人留学生、一般入試を設定しており、公募推薦と一般入試は学力試験を課し、多様な入試形態で選抜を行うなど、受入れ方法に工夫がなされている。一般入試問題の作成は外注ではあるものの、作成された試験問題案を入学試験委員が内容をチェックし、必要に応じて修正を行い実施している。

開学以降の学生受入れ状況を鑑み、平成 29(2017)年度より入学定員数を見直したものの、現在一部の学科の収容定員が未充足であり、大学は進学サイトなどへの広告、高校ガイダンス・出前授業、高校訪問エリアの拡大、訪問校数の増加など、定員充足に向けて努力している。

【改善を要する点】

○保健医療学部鍼灸学科では、平成 29(2017)年度より入学定員を削減したが、依然として収容定員充足率が 0.7 倍未満のため充足率向上に向けた改善が必要である。

2-2 教育課程及び教授方法

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

教育目的を達成するためのカリキュラムポリシーは、学部規則、学生便覧、大学ホームページなどに公表されている。ディプロマポリシーは学科ごとに特徴があり、教養と倫理観・医療基礎知識・専門知識・問題解決能力という点では共通している。このディプロマポリシーを実現するためのカリキュラムポリシーも同趣旨で結合された表現がなされ、整合性が認められる。医療技術者養成大学にふさわしく、コミュニケーション能力の問題や倫理観に対応する科目を設定するなど必要な工夫がなされている。また、学科の専門性に沿ってアクティブ・ラーニングやロールプレイングなども行われている。

学生による授業評価アンケートに対するリフレクションペーパーや公開授業での他の教員による授業評価など、教授方法の工夫、改善を進めるための組織的体制が整っている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

学修及び授業の支援に関しては、教務委員会、学生委員会で教員と職員の協働による方針・計画・実施体制が整備され、学生の相談、指導に当たっている。教員の教育活動の支援は、主に各学科における学年担任及びチューターと学務課が協働で行っている。また、オフィスアワーを設けておりシラバスに明示され全学で実施している。

休学、退学等の学籍異動に当たっては、あらかじめ学生と担任及び学科長が面談し、学科長の所見を付した書類の添付を求めている。退学希望者と面談を行うとともに、必要に応じて保護者とも面談を行い、理解を得るようにしている。また、留年生については、担任などによる保護者を含めた面談を行い、留年後の学修計画や学生生活全般について指導している。

学生の教育及びその支援に対する学生の意見は授業評価アンケート及び学生アンケートによってくみ上げられ、授業改善につながる仕組みが整備されている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

卒業にふさわしい能力の到達として示されたディプロマポリシーを学科ごとに具体的に設定し、大学ホームページなどで公開している。

単位制度の質的保証のために、履修登録単位数の上限が年間と半期ごとに適切に設定され、この内容は学部規則及び教務規程に記され、周知されている。

単位認定基準及び進級要件は教務規程第 11 条及び第 13 条に、卒業認定基準は学部規則第 6 条及び第 14 条に定められており、運用されている。また、GPA(Grade Point Average) 制度も導入し、単位認定基準の厳格な運営に当たっている。

他大学などでの取得単位の認定については、学則第 28 条から第 30 条に 60 単位を超えない範囲での認定が規定されている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

大学は医療専門職の養成学校であるので、通常の実践的なインターンシップは行われていないが、実施されている教育内容全体がインターンシップに代わる内容と理解できる。実施施設は医療機関、介護施設、治療院などで、見学や体験の臨床実習として行われ、実習を義務付けている。

学修状況、資格取得状況、就職状況、学生の意識調査などを踏まえ、学生の社会的・職業的自立に向けた指導を行っている。

兵庫県と大学との間で就職支援に関する協定を結ぶなど就職支援に向けた取組みがなされている。

キャリア開発センターには、センター長のほか事務職員を配置するなど指導体制の整備を図り、就職のサポートを通じて職業的な自立支援の体制が整備されている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

担任とチューターの日常的な指導、国家試験対策と試験結果の調査、就職状況の調査、FSD 活動の中でアンケートの結果などを集計、分析する活動によって、教育目的の達成度は学科ごとに学科会議などを通じて、把握し評価されている。これは、教授会において共有され、「学長企画調整会議」が総括し、方針を示す仕組みを有しており、学務におけるPDCA サイクルが機能しているといえる。

授業評価アンケートを実施して分析した結果を、「FSD 推進委員会」が授業担当教員及び学長に通知し、授業改善がなされる仕組みを有している。また、日常の学修及び国家試験対策を含めて、学生に応じた個別的な指導は学科の状況に応じて工夫されているが、更なる対応の発展を期待する。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生生活支援、進路支援、課外活動支援など学生サービスに関しては、学務課を中心に附属図書館、キャリア開発センターが対応している。学生の心身の健康への支援体制については、一部問題がある。

日本学生支援機構だけでなく、6 種類の大学独自の奨学金を設けて、成績優秀者をはじめとした学生の支援を行っている。また、新設大学であるがワークスタディ制度を取入れ、教育と経済における学生支援を同時に実現させる工夫がなされている。

課外活動支援は学務課が担当し、学友会活動を通じて部活動やサークル活動を援助している。学生の意見は、在学生アンケートや卒業生アンケートを通じて意見や要望がくみ上げられる仕組みがあり、この結果は自己点検・評価委員会に反映され、協議の対象となっており、実際にスクールバスの運行などが実現している。

【改善を要する点】

○学生の心身の相談について、担任などの教員が対応しているが、学生相談室は設置されておらず、臨床心理士やカウンセラーが配置されていない点は改善を要する。

【参考意見】

○健康管理室を学生が常時利用できるよう、実質的で適切な人員配置がなされるよう検討されたい。

2-8 教員の配置・職能開発等

- 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置
- 2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み
- 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

大学設置基準で定める専任教員数及び教授数は満たしており、学科の医療職ごとの専門に応じた教員が職位のバランスをもって配置されている。実習・演習は少人数形式の授業としているが、これに対応できる人員を配置している。人員の年齢上のバランスは偏っておらず満遍なく配置されており、担当授業時間数も大きな偏りなく設定されている。

教員の採用及び昇任は、「教員選考規程」「教員選考基準」により教員選考委員会が学長に推薦し、学長が決定する形で適切に実施されており、公募制度も実施されている。

「FSD 推進委員会」が毎年数回の研修会、公開授業、授業評価アンケートの分析などを通じて組織的かつ活発に FD(SD)活動を進めている。また、教養教育を遂行するために、教務委員会の中で教養教育の専門部会を設置し、教養科目を幅広い学年次に開講するなどの工夫が講じられている。

2-9 教育環境の整備

- 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理
- 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

大学設置基準を満たす校地、校舎となっており、「アクティブラーニングスペース」を私立大学等教育研究活性化設備整備事業の補助金活用により設置し、グラウンドなどの整備もなされ、教育目的の実現に資する環境が整備されている。図書館は蔵書を増加する計画がなされ、学生の利用も進んでいる過程にある。情報処理室に 1 クラスサイズ以上のコンピュータを配置しており、合わせて無線 LAN によりコンピュータの利用を促進することで IT 環境を構築している。屋内体育施設（柔道場）以外の屋内施設やクラブ棟の設置については今後に期待したいが、全ての建造物は耐震基準を満たし、バリアフリーへの配慮がなされている。

学生アンケートにより意見をくみ上げ、対応する努力がなされ、実際にスクールバスの運行など学生の利便性向上に成果を挙げている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準3を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目3-1を満たしている。

【理由】

寄附行為をはじめ諸規則は法令等を遵守する形で整備されており、毎年度、事業計画及び事業報告書を作成して継続的に使命・目的の実現に努力している。また、学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の関連法令を遵守するとともに、常勤監事及び内部監査室を置きコンプライアンスの徹底に努めている。

ハラスメント行為の防止、公益通報者の保護及び個人情報の保護等を規定化するとともに危機管理マニュアルを整備しており、人権・安全への配慮が行われている。

教育情報の9項目、教育職員免許法施行規則の指定項目及び財務情報は適切に大学ホームページ等において公開されている。

3-2 理事会の機能

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目3-2を満たしている。

【理由】

最高意思決定機関として理事会を位置付け、常任理事会等の設置により理事会機能の補佐体制を整備しており、機動的・戦略的な意思決定ができる体制を有している。また、寄附行為に理事の選任条項があり、各選任区分に欠員はなく適正に選任している。

理事会は定期的開催されており、理事の出席状況は良好で、欠席時には議案ごとに意思表示できる委任状の提出を求めている。また、全ての理事会に監事が出席している。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

- 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

学長のリーダーシップを補佐するため、大学内の最高審議機関として「学長企画調整会議」を設置しており、教授会運営の円滑化に努めている。また、学長企画室を設置し、学長ガバナンス及び IR 活動の一層の強化、充実を図っている。このほか副学長制度を設けており、3人体制で学長のサポートを行っている。

また、「宝塚医療大学運営会議」を設け、経営・教学両面に係る最重要事項等を審議しており、学長のリーダーシップのもとに業務が執行されている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

経営・教学両面に係る重要事項を審議するため「宝塚医療大学運営会議」を設けている。

理事会の諮問機関として評議員会を設け定例的に開催しており、評議員の出席率も良好である。また、監事は常に評議員会に出席しており、理事会運営のチェック機能を果たすとともに、法人のガバナンス維持に貢献している。

統括長（大学担当理事）、副学長制度及び学長企画室を設け、学長がリーダーシップを発揮できる仕組みを整えている。また、学科会議、教授会、「学長企画調整会議」、理事会という流れで、ボトムアップ方式の審議を行っており、リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営を行っている。

3-5 業務執行体制の機能性

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

「学校法人平成医療学園組織規程」「学校法人平成医療学園事務分掌規程」を定め、必要な組織体制の整備と権限の分散を行い、業務を効率的に執行している。事務局において学長企画室を実質上の上位部署と位置付け、「学長企画調整会議」をもって大学内の重要事項を先決的に検討、調整している。

FD 活動及び SD 活動については「FSD 推進委員会」をもって一元化しており、学内外の各種研修会にも積極的に参加し、職員の資質・能力の向上に努めている。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

平成 28(2016)年度に策定された中期計画に沿って、計画的で適切な財務運営を行っている。

平成 27(2015)年度から私立大学等経常費補助金の交付により安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保がなされている。さらに、平成 28(2016)年度から学生生徒等納付金収入の確保のため、学生数の増加を目指したさまざまな取組みを行い、入学者の増加につながった。

教育環境の充実のため外部資金の導入に努め、私立大学等教育研究活性化設備整備事業補助金等を活用している。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

「学校法人平成医療学園経理規程」その他の規則にのっとり、学校法人会計基準を遵守して会計処理を適正に実施している。

監事は「学校法人平成医療学園監事監査規程」により、学校法人の業務執行が適正に行われているかを厳正に監査している。

監査法人による会計監査を行う体制が整備され、厳正に実施されている。また、「学校法人平成医療学園内部監査規程」に基づき内部監査室が設置され、円滑かつ効率的に内部監

査が実施されている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

学則第 2 条第 1 項の規定に基づき教育研究活動等の状況について、大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価を行っている。

学長が指名する構成員による自己点検・評価委員会があり、委員会規則に基づき自己点検・評価する体制が適切に整備されている。

平成 27(2015)年度及び平成 28(2016)年度に自己点検・評価報告書が作成され、今回の平成 29(2017)年度の大学機関別認証評価のための自己点検・評価活動の実施により、毎年自己点検・評価活動が行われている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

教育・研究、社会活動、各種委員会の活動等の実績データに基づく、透明性の高い客観的な自己点検・評価を行っている。

現状把握のため、授業評価アンケート・在学生アンケート・卒業生アンケート及び高校と大学の接続問題に関するアンケートによるデータの収集と分析が継続的に行われている。

平成 27(2015)年度及び平成 28(2016)年度の自己点検・評価報告書を大学ホームページ上で公開し学内共有と社会への公表がなされている。さらに、外部評価員を委嘱し客観的な視点と意見の収集に努めている。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

「自己点検・評価委員会規程」が整備され、平成 27(2015)年度から自己点検・評価委員会が中心となり、毎年自己点検・評価が実施されている。

自己点検・評価の結果を「学長企画調整会議」に報告し、改善方法等について協議し、実行し、この結果を協議し改善につなげる PDCA サイクルを確立している。

自己点検・評価の結果を活用して入学前授業や補充授業の実施などの教育改善の効果が出ていることから、大学運営の改善・向上につなげる仕組みが有効に機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域社会への貢献

A-1 大学が持っている物的・人的資源による地域社会への貢献

A-1-① 大学と地域社会との連携

A-1-② 地域社会に対する保健医療活動

A-1-③ 地域住民への大学施設の開放

【概評】

健康講座の実施、高校への出前授業、近隣中学校の職場体験の受入れ、大学施設の地域への開放など、地域社会と積極的に連携し地域に貢献している。開学から 6 年と短期間であるにも関わらず、地域社会、地域の学校に対して大学の施設及び人材の社会的活用に努力がなされ、一定の成果を挙げている。

隣接する川西市と「連携協力に関する協定書」を取り交わし、人的・知的資源の交流と活用を図り、地域社会の発展に資する体制を整えている。また、協定書の締結に基づき、災害備品の備蓄スペースを大学が提供するなど、防災機能の強化にも取り組んでいる。

大学附属の治療院は臨床実習を行う教育施設であるとともに、近隣住民に治療を行うことで地域住民の健康の保持・増進に寄与している施設である。治療院への来院患者数も順調に増加しており、治療院の存在が地域の健康増進の一助として機能している。

大学図書館、学生食堂、ラウンジなどの学内施設を開学当初より学外者へ開放している。また、地域自治会の総会、敬老懇親会、勉強会などのために、学生棟、各種教室、屋内体育施設なども開放している。これらの大学施設の地域への開放などとともに、例年実施している健康に関する公開講座へも多数の応募者があることは、地域社会と大学が融和し、地域活動の拠点として、地域貢献ができていていることを示すものである。